

## 愛知県環境影響評価審査会 会議録

1 日時 2020年(令和2年)9月3日(木)午前10時から午前11時50分まで

2 場所 愛知県本庁舎 6階 正庁

### 3 議事

- (1) (仮称)新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について
- (2) (仮称)あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書について
- (3) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

松尾会長、大石委員、片山委員、佐野委員、富田委員、中山委員、二宮委員、橋本委員、櫃田委員、増田委員

#### 【オンライン出席】

夏原部会長、生田委員、伊藤委員、井上委員、上島委員、田代委員、塚田委員、中川委員、中野委員、西田委員、葉山委員、宮崎委員、義家委員

(以上23名)

#### (2) 事務局

環境局：

岡田環境局長、小野技監、加藤環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

谷口課長、永井担当課長、戸田課長補佐、国立主査、岩川主査 (以上8名)

#### (3) 事業者等

7名

【オンライン出席】3名

### 5 傍聴人

3名

### 6 会議内容

#### (1) 開会

#### (2) 議事

- ・ 会議録の署名について、松尾会長が田代委員と義家委員を指名した。

ア (仮称)新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について

- ・ 資料2について、夏原部会長から説明があった。

#### <質疑応答>

【葉山委員】動物において、「専門家等の指導助言を得ながら」とあるが、最新の知見も活用して頂きたいため、「最新の知見を活用しながら」と記載してはどうか。

【事務局】1 全般事項の(2)において、「国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」としており、全般的に最新の知見を踏まえるよう意見している。

【葉山委員】了解。

【二宮委員】風力発電の場合、低周波騒音の問題がある。配慮書において、実際の風力発電機の出力が何 kW で、低周波音がどの程度伝わるか等の実績データは記載されているか。

【事務局】低周波音に関する詳しい記載はないが、最新機種へ建て替えることにより、低周波音は既設の風力発電所と比較して低減する方向となる。

【二宮委員】今後、地区ごとの地点における低周波音の予測結果などが記載される予定はあるか。

【事務局】今後、事業計画が精査された後、方法書において低周波音を環境影響評価項目として選定した場合には、予測地点を示した上で、準備書の段階で予測評価が行われることになる。

【松尾会長】意見があったものの、資料2の部会報告について、特段、修正を要する意見はないと考えられるため、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】異議なしとされたので、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料2の「(仮称)新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書について」を、そのまま審査会答申とすることで了承され、別紙1のとおり答申した。

イ (仮称)あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書について

- ・ (仮称)あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【大石委員】A案、B案ともに最寄りの住居まで600m程度の距離があるが、風力発電機ができた後に、600m圏内に住居等が建築される可能性はあるか。ある場合はどのように考えるか。もし、周辺が住居地域で家屋を建築した場合、最寄りの住居地域までの距離は何m程度になるか。

【事務局】田原市においては、風力発電機を建設する場合、「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」に基づき指導されているが、風力発電

機の建設後、住居建築を規制するものではないため、風力発電機を建設した後に 600m 圏内に住居が建築される可能性はある。この場合は、住居を建築する者の判断となる。

【西田委員】 3点質問がある。回答は部会で良い。1点目は、全般的に、環境保全措置を講ずることにより重大な影響を低減できるとなっているが、特に砂浜などで工事を実施する場合にどのような環境保全措置を講ずることで影響の低減を図るのか、具体的に説明頂きたい。2点目は、渡り鳥はどの程度の高度を飛行しているか教示頂きたい。3点目は、資料4の留意事項でも挙げられているが、累積的な影響が大きいと考えている。西ノ浜の改変の面積の割合は5～9%程度で問題ないとのことであるが、この地域の既設風力発電所などにより、既に全体で何%ほどが改変されているのか教示頂きたい。

【事務局】 事業者ヒアリングを行い、部会で報告する。

【塚田委員】 風力発電所が実際に稼働した場合、二酸化炭素の排出削減効果や火力発電所の燃料削減効果はどの程度か。

【事務局】 事業者ヒアリングを行い、部会で報告する。

【上島委員】 A案において保安林を伐採した場合、周辺の住宅等へ砂が飛んで影響を及ぼす可能性はあるか。また、B案において、砂浜で工事を実施した場合、閉鎖性水域の三河湾や伊勢湾の浄化対策の推進は、県の政策課題のひとつと認識しているが、周辺水域の水質への影響はあるか。

【事務局】 A案の保安林を伐採した場合、住居等へ砂などが飛ぶ量が増える可能性はゼロではないが、保安林の東側には、渥美火力発電所が存在していることから、大きな影響はないと考える。事業者にも確認して、補足できることがあれば、次回の部会で報告する。また、B案の砂浜で工事を実施した場合、不透水層まで基礎を打ち込むなど、周囲に影響が出ないような工事計画とすると聞いているが、詳細については、部会で報告する。

【上島委員】 工事後の砂浜はどのようになるか。

【事務局】 風力発電施設の基礎部分の面積は、それほど広くなく、大部分の砂浜はそのままということになる。ただ、風力発電施設を建てる位置によっては砂の堆積状況が変わる可能性があると考えます。

【二宮委員】 総合的な評価の騒音及び超低周波音において、「重大な影響が生じる可能性がある」とされているが、「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」において離隔距離として設定されている600mの距離があれば騒音レベルはどの程度減衰するのか。また、600mの距離があれば問題ないという理解で良いか。

【事務局】600mは、田原市のガイドラインによって、風車の音が概ね減衰される距離として設定されたものである。なお、ガイドラインを正確に言うと、地上と風車の最高点との長さの3倍以上であること。その距離が600mに満たないときは、600m以上とすることとされている。

【二宮委員】風力発電所のアセス案件では、常に超低周波騒音問題に関してコメントされているが、一般的に距離が離れて問題ない場合は、重大な影響が生じる可能性があるとして記載する必要はないと考える。距離を離したり、防音壁などを設置することにより超低周波音について問題なしとするガイドラインなどがあれば、この問題はクリアになるのではないかと思うため、確認頂きたい。

【事務局】全般的に不安を煽るような記載になってしまっているとの指摘と考える。事務局としても確認する。

【櫃田委員】渥美半島は、幾つもの風力発電所ができていく印象がある。景観の観点から考えた場合、風力発電は環境に優しいイメージで印象の悪いものではないが、渥美半島の先端に乱立してきた場合に、圧迫感や威圧的なこともある。風力発電機が1ミリでも見えると、存在として認識することになるため、渥美半島が自然の風景を感じる場所ではなく、風力発電所と共存した場所になっていくこのことが良いのか総合的な計画が必要ではないか。風力発電所が全く見えない自然環境も必要ではないかと考える。

【事務局】例えば、新田原臨海風力発電所のケースでは、元々、風力発電所が建っており、工場も多い場所である。一方、同じ田原市内でも今回の風力発電所のケースでは、国定公園の第2種特別地域となるため、状況が異なる。国定公園の第2種特別地域に構造物を設置する場合、自然公園法の許可が必要となり、景観や生態系などに重大な影響を与えないような基準が設けられている。景観については、具体的な数値の基準はないが、主要な眺望点からの展望の著しい妨げにならないか審査されることとなり、個別法によって判断される。

【櫃田委員】そのような審査もあるかと思うが、愛知県や田原市がどのように景観を維持していくかを意識した方が良いと考える。

【増田委員】配慮書のP12～17において、国定公園等の地域を色塗りしている中で、火力発電所は記載してあるが、事業実施想定区域が記載されていない。事業者として誠意が足りないのではないかと考える。

【事務局】P12～17は、図書の構成上、事業実施想定区域が示される前のページであるため、記載されていない。例えば、P221やP222を確認頂くと、事業実施想定区域が国定公園第2種特別地域と重なっていることなどが確認できる。恣意的なものではないことは理解頂きたい。

【増田委員】最初にどの場所を想定しているか記載していないのは、誠意が足りないと思うため、記載された方が良く考える。

海岸に防風林があると砂が動かないようになる。同様に、砂浜に風力発電施設を建てた場合も、そこでは砂が動かないようになり安定する。濁水は出ないかもしれないが、砂浜の砂の移動はどうやって確保するのか、どうやって環境への低減措置を考えていくのか部会で説明頂きたい。

【事務局】砂浜の砂の移動については、部会で報告する。

【橋本委員】B案の砂浜は中部電力株の所有地ではないと思うが、砂浜に建設する場合、この砂浜の所有者は誰で、所有者から土地を取得するのか、一定期間の借地とするのか、それは現実的なのか。

【事業者】砂浜は国有地であるため、占有手続きが必要になるかと思うが、協議することとなる。

【橋本委員】愛知県において、国有地で風力発電所を建設した事例はあるか。

【事業者】今のところ、そのような事例は確認していない。

【片山委員】これから先も風力発電所の建設は許可する方向か。

【事務局】環境影響評価においては、事業について許可する、しないという手続ではない。この審査会の中で審議頂き、明らかに重大な環境影響が生じるということであれば、知事意見に反映し、事業者に伝える事になる。

【義家委員】渥美火力発電所は、今後どのようなようになるか。

【事業者】渥美火力発電所は、元々中部電力株の発電所であったが、東京電力株と共同出資した株J E R Aに移管しており、他社の事業については、答えられない。

【義家委員】渥美火力発電所は老朽化しているため、数年後に廃止するのであれば、火力発電施設に隣接して風力発電施設を建設するより、跡地に風力発電施設を建設した方が良いのではないか。

【事務局】火力発電所は、別事業者の事業であり、アセス手続の中で、その事業について意見を述べることは、制度上難しいと考える。

【義家委員】環境への影響は累積的な問題もあり、また、周辺への影響も大きいため、総合的な判断が必要ではないか。

【事務局】アセス手続への反映は難しいが、渥美火力発電所の今後の事業計画につ

いては、事業者ヒアリングを行い、部会で報告する。

【義家委員】景観や渡り鳥などのデータに関して、田原中山風力発電事業の環境影響評価と共有できる部分があると思うため、個別に進めるのではなく、情報共有して、効率的にアセスメントを進めるべきである。

【事務局】同時期の事業であるため、できる限り先行事業のデータを活用できるように調整していく。

【宮崎委員】特別養護老人ホームの北側にある愛知栽培漁業センターは、特に配慮が必要な施設に該当しないか。

【事務局】特に配慮が必要な施設としては、学校や病院・保育所などとなっており、愛知県栽培漁業センターは含まれない。

【生田委員】景観としては、個別の事業それぞれではなく、あのエリアをトータルに評価しないと、愛知県としての美観が守れないと強く感じる。例えば、南側の風力発電機は防風林の中にあるため、景観的な統一を考えて防風林で建設する方が好ましい。また、風力発電所があるけども、高さ、間隔のバランスをとることで、美しいという風景もあり得るし、逆に足並みが揃わないと乱雑した風景となることもあり得る。足並みを揃えて、統一感を持っていくことが必要であると考え、アセスではないとしても、何らかの手法によるコントロールを検討して頂きたいと強く思う。

【事務局】アセス手続の配慮書においては、垂直見込角の数値だけで予測・評価しているが、準備書においては、通常であればフォトモンタージュ写真を作成の上、評価する。後発のアセス事業であれば、先に手続を実施している他の計画中的アセス事業者からできる限り情報を得て、総合的にどのような景観になるかを予測・評価するように、事業者を指導していく。

【生田委員】アセスでは、主要な眺望点からのフォトモンタージュしか提示されないが、実際にその場所を見ると非常に美しい海岸の連続や防風林自身が特徴になっており、必ずしも景観ポイントからだけではない重要性、重大さがあると思うため、フォトモンタージュは是非とも主要な眺望点のみならず他の場所についても、できる限り検討して頂きたい。

【中山委員】配慮書のあらましを見ると、重大な影響が生じる可能性があるため、環境保全措置を検討することにより重大な影響を回避又は低減できる可能性があるという表記がしてあるが分かり難い。重大な影響があるならば何に対してどの程度なのか、どのような環境保全措置を講じれば、それらの影響がどの程度軽減されるのかといった推定値などが必要であり、こうしたものを一覧表にすると、総合的な判断が分かり易くなるのではないか。例えば、景観に関して、角度だけの記載だと、どの程度なのかが分かり難いため、多少なりとも画像を添付すると、委員の判断の手助けになるので

はないか。

【事務局】アセス手続の中には、配慮書、方法書、準備書の段階があり、それぞれ審議頂き、知事意見を形成している。準備書の段階では、事業計画を決定した上で、景観のフォトモンタージュ画像などを用いた詳細な予測・評価を行う。今回の配慮書の段階は、事業計画の複数案を示した上で、環境保全措置を講じてもどうしてもならないという重大な影響を回避、低減するために、平成 25 年に創設された手続である。配慮書の段階では事業計画が決定していないため、簡易的な予測で良いとされているため、詳細な予測・評価を求めることは難しいと考える。簡易的な予測であっても、重大な影響があることが想定されるのであれば、その計画については再検討すべきであるし、「重大な影響」があるという判断がつかない場合は、必要なデータの提出を求めていく。図書上は、簡易的な予測になることを理解頂きたい。

【中山委員】具体的に提示できないとしても、何をもって「重大な」というかが非常に分かり難い。重大な影響があるならば、「重大」がどの程度なのか分かり易くする工夫が必要だと考える。

- ・ (仮称) あつみ第二風力発電事業計画段階環境配慮書の審査について、田原風力発電部会(別紙3)に付託された。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会